

2 0 2 3 年 度

第75回 事業報告書

（ 2 0 2 3 年 4 月 1 日 より ）
（ 2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 まで ）

I	2023年度の協会の主な活動状況	1
II	会 合	40
III	要望決議事項	51

I 2023年度の協会の主な活動状況

1. 地域社会が豊かになるための取り組み

(1) 金融仲介機能の発揮等を通じた中小企業等への支援

A. 政府による事業者支援施策への対応

2023年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進む一方、物価高騰や人手不足の影響等により依然として厳しい状況に置かれている事業者も多く存在している。

こうした中、政府は、2023年8月、各種のコロナ資金繰り支援策の延長や、中小企業の経営改善・再生支援の強化策を盛り込んだ「挑戦する中小企業応援パッケージ」を策定・公表し、金融団体等に対し、政府系金融機関等と連携した事業者に最大限寄り添った支援を行うこと等を要請した。

また、11月には、民間金融機関による実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援に取り組む新たな段階に移行する必要があるとして、政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、金融団体等に対し、借換支援や資本金劣後ローンの活用等の資金繰り支援に加え、事業者の実情に応じた事業再生支援・再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと等を要請した。

当協会は、上記要請や政府による資金繰り支援施策等について、都度、会員銀行の代表者あてに連絡するなど、周知徹底を図った。また、中小企業支援等に関する政府施策の検討状況の早期把握、各種施策への地銀界の意見反映を目的に、金融庁・中小企業庁との間で、定期的に意見交換を行い、都度、会員銀行に情報提供を行った。

B. 経営改善・事業再生支援の一層の推進を図るための監督指針改正への対応

金融庁は、2024年1月、金融機関による資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援の一層の推進を図るため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」）を改正した（適用は、2024年4月から）。改正監督指針には、金融機関に対し、日常的・継続的な関

係強化を通じた事業者の予兆管理とプッシュ型の情報提供や、メイン・非メインに関わらない顧客の実情に応じた支援の促進等を求めることが盛り込まれている。

当協会は、監督指針の改正について役員会で報告するとともに、融資部会において、改正内容を踏まえた会員銀行の対応方針（行内規定・支援体制の見直し）等について、意見交換を行った。

C. 個人保証に依存しない融資慣行の確立

経済産業省・金融庁・財務省は、2022年12月、経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させるため「経営者保証改革プログラム」を策定・公表した。また、金融庁は、監督指針の改正（本プログラムの内容の反映、保証を徴求する際の手続きの厳格化や、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等の策定・公表等）を行い、2023年4月より適用を開始した。

当協会は、2024年3月、経営者保証ガイドラインの活用に向けた会員銀行の足下の取組状況を「トップのための業務・企画レポート（地方銀行の『経営者保証に依存しない融資慣行の確立』に向けた取組状況）」として取りまとめ、会員銀行に提供した。

(2) 地方創生への積極的な取り組み

A. 地方創生に関する政府施策の情報提供

政府は、2023年12月、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023～2027年度の5か年計画）を改訂し、デジタル田園都市構想交付金の創設や企業版ふるさと納税の拡充等を打ち出した。

当協会は、公務部会において、同戦略に盛り込まれた諸施策の活用策について、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と意見交換を実施し、会員銀行に情報提供を行った。

B. 地方創生に係る金融機関の取り組みに関する情報提供

政府は、2023年12月、令和5年度「金融機関等の地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果」を公表するとともに、同調査結果に基づき、2024

年3月、「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」を公表した。

当協会は、会員銀行にこれらの動きについて情報提供したほか、2023年10月、当協会会員銀行分の調査結果を独自に取りまとめて会員銀行に提供した。

C. 会員銀行の地方創生への取り組みに関する情報発信

(a) 地域密着型金融の取り組み

2023年9月、会員銀行による地域企業に対する事業承継や経営改善等の支援状況を取りまとめた「会員銀行における『地域密着型金融』の取り組み状況（2022年度）」を、当協会Webサイトに掲載した。

(b) 地方創生の取り組み

当協会は、2019年度より、会員銀行における地元地公体と連携した地方創生への取り組みを「地方創生事例集」として取りまとめ、当協会Webサイトで公表している。2023年度は、福島県浪江町の水素利活用の取り組みや、静岡県等を巻き込んだ越境ビジネスマッチングの事例を取材し、本事例集に追加掲載した（2024年3月末時点で、41事例）。

国内アルコール市場が縮小傾向にあるなか、各地の酒造会社は、商品の差別化や高付加価値化、海外展開等を通じ、新規の需要拡大に積極的に取り組んでおり、地域発の新たなお酒文化の創出につなげるユニークな会員銀行の支援策を当協会ホームページの「地銀協レポート」に掲載した。

(c) 地域商社の取り組み、古民家等歴史的資源の活用支援の取り組み

当協会Webサイトにおける会員銀行出資の地域商社の紹介資料、会員銀行による古民家等歴史的資源の活用支援事例を随時更新した（2024年3月末時点で、地域商社は31社、古民家等歴史的資源の活用支援事例は47事例）。

(3) 多様な顧客に応じた金融商品・サービスの提供

A. 顧客本位の業務運営の確立と定着

金融庁は、2023年4月から6月にかけて、「資産運用業高度化プロGRESSレポート2023—『信頼』と『透明性』の向上に向けて—」、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表し、リスク性

金融商品の販売・管理態勢における課題（リテールビジネスに対する経営陣の関与が弱い、顧客本位の業務運営確保の「取組方針」等について営業現場での取組実態の間に乖離があるなど）を指摘した。

全国銀行協会（以下「全銀協」）は、顧客保護の観点から、改めて適切な態勢整備や業務運営の確保について点検するとともに、顧客本位の業務運営をさらに徹底するため、2023年7月13日、「お客さま本位の業務運営の更なる徹底に係る申し合わせ」を行い、公表した。また、日本証券業協会（以下「日証協」）においても、複雑な仕組債等に関する顧客への適切な販売・勧誘の確保の観点から、投資勧誘規則、関係ガイドライン、広告指針を改正し、2023年7月1日から施行した。

当協会は、会員銀行における顧客本位の業務運営の確保に向けた実効的な態勢整備をサポートするため、会員銀行におけるリスク性金融商品の販売状況や販売・管理態勢等に関する全行アンケートの実施（2023年7月、12月）、顧客本位の業務運営に関する勉強会の開催（2023年10月、2024年1月）、会員銀行の営業店行員向け研修動画の作成・提供（2023年11月、2024年3月）などの取り組みを実施するとともに、これらの状況等について、都度、役員会で報告した。

B. 安定的な資産形成ニーズへの対応、金融経済教育の推進

(a) 新しいNISA制度への対応

政府は、2023年度税制改正において、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け資産所得倍増につなげるため、年間投資枠や非課税保有限度額の拡大、非課税保有期間の無期限化等、NISA制度を抜本的に拡充し、新しいNISA制度として、2024年1月より適用を開始した。

当協会は、新NISAの普及啓発・広報策を検討するため、新たに設置されたNISA推進戦略協議会やその下部組織であるNISA推進・連絡協議会（両方とも事務局は日証協）に、会長行がメンバーとして参画したほか、投資信託協会主催の「新NISA全国セミナー」を後援した。

また、新NISA制度が会員銀行の事務・システム面等に与える影響等について、関係部会において検討を行った。

(b) 金融経済教育推進機構

政府は、2022年11月、安定的な資産形成の重要性を浸透させることを目的に、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する旨を盛り込んだ「資産所得倍増プラン」を決定した。同プランを受け、2024年2月、機構の設立等を盛り込んだ「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」が施行された（同機構は、2024年4月に設立、8月に本格稼働する予定）。

当協会は、金融経済教育推進機構の設立の動きや組織・事業の概要等を、都度、役員会で報告した。また、機構の運営に必要な人員等については、政府や民間団体等からの派遣によって賄うこととされており、当協会にも協力の要請があったため、官民一体となった金融経済教育の推進に貢献していく観点から、要請に応じる方向で検討を行った。

C. 多様な銀行利用者のニーズに応じた金融サービスの提供

(a) 障がい者に配慮した取り組み

金融庁は、障がい者団体からの要望等を金融機関における今後の取り組みの参考とするため、2023年6月および2024年3月に「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。同会合においては、障がい者団体より、金融機関に対する要望等について説明があった後、当協会を含む金融機関関連団体より、各団体における障がい者支援の取り組み状況等を説明し、意見交換を行った。当協会は、本会合の様子を役員会で報告したほか、公表された議事概要や会議資料を会員銀行に周知した。

また、2023年8月、全銀協が実施した「障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート」の会員銀行分の回答をもとに、当協会会員銀行分の取り組み結果を独自に取りまとめ、会員銀行に提供した。

さらに、2023年12月、「誰もが利用しやすい銀行―障がいのある方に配慮した取り組み」を取りあげた地銀協レポートを公表した。

(b) 外国人顧客への適切なサービスの提供

財務省および金融庁は、2023年6月、金融機関に対し、非居住者と判定される外国人顧客に対する外為法第17条の確認義務の履行に関する考え方を

提示し、非居住者と判定される外国人顧客に対する適切な金融サービスの提供（居住者と同等の金融サービスの提供）を要請した。

当協会は、これを受け、会員銀行に対し、当該要請内容を周知するとともに、会員銀行から寄せられた質問を財務省および金融庁に提出するとともに、回答結果を会員銀行に還元した。

(4) 顧客にとって安心安全な金融取引の実現

A. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策・拡散金融対策（AML／CFT／CPF）の高度化

(a) 会員銀行におけるマネロン・ガイドラインへの対応の支援

金融庁は、2021年4月、金融機関に対し、マネロン・ガイドラインの「対応を求められる事項」の全項目について、2024年3月末までの対応完了を要請した。

当協会は、会員銀行における態勢整備等の対応を支援するため、2023年4月に第2線（マネロン担当部門）を、12月に第3線（監査部門）を対象とした説明会をそれぞれ開催した。また、2023年7月、11月には全行勉強会を開催し、福岡銀行（会長行）よりマネロン・ガイドラインを踏まえた規程等の整備状況を説明し、参加者間で情報交換を行った。

そのほか、マネロン等対応ワーキング・グループ（以下「マネロンWG」）において、委員行における継続的顧客管理やEDD（厳格な顧客管理）に関する取り組み状況を取りまとめ、都度、会員銀行に提供した。

(b) AML／CFT業務の共同化

全銀協は、2023年1月、AML／CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的に、「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」（全銀協が100%出資。以下、共同機構）を設立し、業務高度化支援サービス（2024年4月予定）およびAIスコアリングサービス（2025年4月予定）の提供に向けた検討・準備を実施している。

当協会は、2023年6月、業務高度化支援サービスに関する会員銀行のニーズを取りまとめて共同機構あて提出し、共同機構からの回答を還元した。ま

た、会員銀行におけるA Iスコアリングサービスの導入に向け、全行説明会を開催し、A Iスコアリングサービスのサービス内容等、必要な情報の提供を行った。共同機構の動きや当協会の対応については、都度、役員会でも報告した。

B. システム障害対応、サイバーセキュリティ対策の強化

(a) 全銀ネットの障害対応

2023年10月、全国銀行データ通信システムに障害（中継コンピュータ後継機の障害）が発生した。

当協会は、全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」）における当該障害に関する対応状況等について、都度、役員会で報告した。また、全銀ネットの改善・再発防止策の検討において、地銀界の意見の反映に努めた。さらに、会員銀行のBCP見直しの参考となるよう、関係部会において全銀システム障害における個別銀行の対応上の課題等を取りまとめ、会員銀行に提供した。

(b) CNSデータ伝送システムの通信障害対応

2023年4月に発生したCNSデータ伝送システムの通信障害に係る再発防止策の検討状況について、都度、役員会で報告した。

(c) サイバーセキュリティ対策

2023年5月、会員銀行のサイバーセキュリティ対策担当役員を対象とした「サイバーセキュリティ対策に関する全行説明会（役員級）」を開催し、金融庁から、サイバーセキュリティ対策を実施するうえでの留意事項等の説明を聴取した。

また、同月、金融庁が取りまとめた金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）の結果を会員銀行に連絡するとともに、6月に開催した「サイバーセキュリティ強化に関する全行説明会」において、金融庁よりサイバーセキュリティ演習の結果について説明を受けた。

このほか、2023年11月、金融庁および日本銀行が地域金融機関を対象に

実施した「サイバーセキュリティセルフアセスメント」の集計結果を会員銀行に連絡するとともに、2024年1月に開催した「サイバーセキュリティセルフアセスメントの還元結果に関する説明会」において、金融庁より当協会会員銀行の実施結果に関するフィードバックを受けた。

(d) フィッシング対策

フィッシングによるものとみられるインターネット・バンキングに係る不正送金被害の急増を踏まえ、2023年6月、会員銀行における行内体制の整備を支援する観点から、「金融機関を狙ったフィッシングへの対策に関する全行説明会」を開催し、大手銀行における取り組みについて講演を聴取したほか、一般社団法人金融ISACを交え、参加者間で情報交換を行った。

また、2023年10月、会員銀行におけるフィッシング対策への取り組みを「トップのための業務・企画レポート」として取りまとめ、会員銀行に提供した。

C. 金融犯罪対策の強化

犯罪対策閣僚会議が2023年3月に策定した「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえ、警察庁および金融庁は、特殊詐欺対策として、預貯金口座の不正利用対策の強化や帰国する在留外国人口座の不正譲渡防止策の具体的内容について検討を行った。

当協会は、両庁の検討状況を、都度、役員会で報告するとともに、犯収法施行規則改正等に向けた具体的な検討に地銀界の意見を反映させるため、各行におけるATMでの取引制限の実態等に関するアンケートを実施した（その結果を会員銀行に還元）。

また、当協会は、全銀協の「盗難通帳、インターネット・バンキング、キャッシュカード等による預金等の不正払戻し・口座不正利用に関するアンケート」（四半期毎）の当協会会員銀行分を集計し、地銀界における被害状況や不正送金対策の実態把握を行った。

2. 会員銀行の健全な成長に資する取り組み

(1) 経営管理の高度化

A. 人的資本経営の促進、ダイバーシティ&インクルージョンの推進

(a) 人的資本経営の促進

「新しい資本主義」の実現に向け、人的資本や多様性が、長期的に企業価値に関連する情報として機関投資家に着目され、人への投資の重要性が改めて認識されている。

当協会は、2023年11月、基本問題調査会において、事業会社による同社グループの人材マネジメントに関する講演聴取、および委員間での議論を行い、要旨を会員銀行に提供した。

また、2024年1月、関係部会において、複数の会員銀行より、人的資本経営に関する取り組みについて講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

このほか、人材育成方針と経営戦略との関係、多様な人材の確保など、地方銀行における人的資本経営の戦略立案に資すること等を目的に、役員級と担当者級の「人的資本経営推進講座」をそれぞれ実施した。

(b) 女性活躍・ダイバーシティ推進

会員銀行のダイバーシティ推進を加速することを目的として、各行が取り組んでいる各種施策の運用上の課題や解決策等について情報共有を図るため、2023年12月、「女性活躍推進担当者会議」を開催した。

また、女性行員が経営幹部に進んでいく過程で直面する課題への対応や、身に付けておくべきマネジメント力、経営層の視点・考え方への理解を深めるための「女性幹部職育成講座」をはじめ、女性行員の活躍促進を目的とした各種集合研修を実施した。その他、男女共同参画社会づくりに関する政府施策の周知等を通じて会員銀行の取り組みを支援するため、2023年8月、内閣府「男女共同参画推進連携会議」に、事務局職員が団体推薦議員として参加することとした。

B. コーポレートガバナンス等の強化

(a) 資本コストや株価を意識した経営

東京証券取引所（以下「東証」）は、2023年3月、プライム市場およびスタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請した。

当協会は、会員銀行における対応の参考に供するため、2023年9月、基本問題調査会において、事業会社による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する講演聴取、および委員間の情報交換を行い、要旨を会員銀行に提供した。

また、株価を意識した経営のあり方等をテーマとして、同年9月、関係専門委員会において総合商社より、関係部会において大手信託銀行より、それぞれ講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

(b) 英文開示の充実

東証が、2024年2月、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」を公表する等、英文開示の要請が強まる中、当協会は、東証の検討状況を役員会で報告するとともに、関係部会において、英文開示の対応上の課題等について検討を行った。

(c) 四半期開示制度の見直し

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が成立し、2024年度から四半期報告制度が廃止され、東証における四半期開示制度に一本化されたことを受け、関係部会において対応上の課題等について検討を行った。

また、四半期開示制度の見直しを踏まえた企業会計基準委員会、企業会計審議会、日本公認会計士協会の検討状況を情報収集し、関連する会計基準やレビュー基準の見直し等の動きについて、都度、役員会で報告するとともに、会員銀行に情報提供を行った。

C. 各種リスク管理およびコンプライアンス態勢の高度化

(a) 信用リスク管理

当協会が運営する「信用リスク情報統合サービス（C R I T S）」から出力される主要な項目を整理した「C R I T S データブック」（四半期毎）、「C R I T S 主要データの傾向」（半期毎、例会配布）を会員銀行に提供した。また、外部機関と以下の共同研究および意見交換を行った。

- ①日本銀行と共同で、C R I T S データを活用し、経営悪化企業の特徴の分析を実施し、2023年8月、その結果を会員銀行に提供した。
- ②金融庁の「A I や I C T 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究事業」（2022年4月開始）に引き続き協力した。2023年度は、業務担当副会長行等において、2022年度の同事業でC R I T S 等を基に構築したA I 経営改善支援モデルの実務適用および高度化を試行するとともに、その際に得られた諸課題について、同調査・研究事業への助言を行う「A I 活用研究会」で意見陳述を行った。また、同モデルを用いて、会員銀行（希望行）の取引先データの分析を実施し、2023年8月、その結果を還元した。
- ③住宅ローン等に係る信用リスク管理の高度化の観点から、住宅金融支援機構との間で、最近のフラット 35 の不正利用の傾向や手口等について意見交換を行った。

(b) 貸出先の粉飾決算等への対応

粉飾決算をはじめとする融資先のコンプライアンス違反による貸倒損失の発生が増加している状況を踏まえ、信用リスク管理部会において、銀行保有データを用いて粉飾決算等を分析する方策について検討を行った。その結果、取引先のデータを他行等と共有するためには取引先の同意取得が必要となるなど法的な制約があることから、当面、会員銀行における粉飾決算等への対応に関する知見の共有を図る観点から、会員銀行の担当者による勉強会を開催することとし、その企画について検討を行った。

(c) 有価証券運用と市場リスク管理

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の継続・長期化、わが国と欧米諸国との金融政策の違いに伴う円安の進展、また、今後の金融政策の修正観測の高まりなど、有価証券運用を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況にある。こうした情勢も念頭に、金融庁は、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築、リスクガバナンスの発揮について、重点的なモニタリングを実施し、2023年9月8日、「地域銀行有価証券運用モニタリングレポート」を公表した。

当協会は、同レポートを踏まえた地方銀行における有価証券運用や市場リスク管理、流動性リスク管理のあり方等について、市場部会を中心に、外部有識者からの講演や委員間での意見交換を行った。

(d) システムリスク管理

金融情報システムセンター（以下「FISC」）は、2024年1月、金融機関等のコンティンジェンシープランおよび業務継続態勢の実効性向上を促すことを目的に、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」の改訂を行った。また、2024年3月、金融機関を取り巻く環境変化等を踏まえ、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」の改訂を行った。

当協会は、地銀界の委員（事務担当副会長行）を通じて、FISCにおけるこれらの改訂の検討に、地銀界の意見を反映させるように努めた。

また、会員銀行におけるシステム障害の未然防止や発生時の迅速な復旧対応、再発防止等の取り組み強化を支援するため、会員銀行のシステム障害事例と発生防止策を収集し、2023年9月、会員銀行に還元した。

(e) 地政学リスク

ロシアによるウクライナ侵攻を契機として、地政学リスクが地域経済に影響することが改めて認識されたことから、2023年4月、ロシアに駐在員事務所を設置している会員銀行に対し、ウクライナ侵攻前後における同行の対応

状況をヒアリングし、レポートとして取りまとめ、会員銀行に提供した。

また、同年4月、関係部会において、コンサルティング会社より、地政学リスクへの対応に向けた組織態勢の整備や、情報収集・分析の実施方法等について講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

(f) 業務継続態勢の強化

2024年2月、BCPの高度化に向けた対応をテーマに、「BCP勉強会」を開催し、会員銀行より、自然災害発生やJアラート発令時への対応等に関する取り組み状況に関する講演を聴取した。また、同勉強会と合わせて実施した会員銀行のBCPの整備状況等に関するアンケート等に基づき、自然災害やサイバー攻撃への対応等について参加者間で情報交換を行った。

(2) ESG経営の推進

A. 気候変動対応

(a) 支援ツール等の作成・提供

2024年2月、全国銀行協会、第二地方銀行協会と共同で、主に中堅・中小企業が脱炭素経営に向けた一連の対応への理解を深められるように、脱炭素を巡る動向や脱炭素経営の必要性のポイント、脱炭素経営に向けた具体的な取り組みについて取りまとめた「CO2見える化とその先に」を作成し、会員銀行に提供するとともに、当協会Webサイトに公表した。

(b) 気候変動リスク管理への取り組み

2023年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表した市中協議文書「気候関連金融リスクの開示」の仮訳を作成し、会員銀行に提供した。また、本市中協議文書に対して会員銀行から寄せられた意見を取りまとめ、全銀協等と連携してバーゼル銀行監督委員会に提出した。

信用リスク管理部会およびSDGs部会において、気候変動リスクの分析結果の活用状況（取引先とのエンゲージメントや営業推進等での活用）についてアンケートを実施し、その結果を取りまとめ、会員銀行へ還元した。

また、2022年度に引き続き、「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシ

ナリオ・データ関係機関懇談会」(金融庁・文部科学省・国土交通省・環境省の共催)のメンバーに業務担当副会長行が就任するとともに、検討状況のフォローを行った。

(c) 当局との意見交換および脱炭素に関する政府施策の周知

2023年12月、脱炭素化に向けた取り組みやインパクトファイナンスの推進上の課題等について、関係部会において金融庁と意見交換を行った。

また、2024年3月、金融庁との共同企画により、同庁主催で、環境省・経済産業省・国土交通省・農林水産省による脱炭素に関する政府施策に係る会員銀行向け説明会を開催した。さらに、脱炭素に関する政府施策一覧を作成し、会員銀行に提供した。

B. 生物多様性保全の推進 (T N F D 提言)

2023年9月、自然関連財務情報開示タスクフォース (T N F D) が、自然関連リスク等に係る財務情報開示フレームワークに関する提言 1.0 版「T N F D 提言」を公表したことを受け、その概要等を役員会で報告した。

また、本提言への対応について、関係部会において、有識者講演の聴取や委員間の情報交換を行ったほか、T N F D 提言に対する取り組みと開示のあり方等について検討を行った (2024年4月に取りまとめ、会員銀行に提供)。

2023年12月、T N F D が公表した市中協議文書「金融機関向けの追加ガイドランス (案)」の仮訳を作成し、会員銀行に提供した。

C. 会員銀行の取り組み状況の把握・共有・発信

2023年5月、環境・気候変動問題に対する会員銀行全体の取り組み状況、個別銀行の主な取り組み事例、当協会による会員銀行への支援活動、当協会事務局における環境負荷低減活動を取りまとめ、当協会 W e b サイトに掲載し、公表した (2024年5月にも作成・公表予定)。

会員銀行における会員銀行の気候変動問題や生物多様性保全等への積極的な取り組みに資するため、S D G s / E S G に関する全行アンケート (6 回目) を行い、2023年12月、取りまとめ結果を会員銀行に提供した。

D. 有識者講演の聴取

会員銀行における気候変動問題や生物多様性保全への取り組みに資するため、関係部会において、以下の有識者等講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

- ①新電力会社「地域と連携した電源開発・電力供給によるカーボンニュートラルへの取り組み」（2023年5月）
- ②T N F Dメンバー「今注目される自然関連財務情報開示T N F D（v1.0）の概要」（2023年11月）
- ③大手金融機関「メガバンクグループにおけるT N F D提言への対応」、コンサルティング会社「生物多様性・自然資本分野において期待されるビジネス」（2024年1月）

E. 政府会合等への参加

(a) インパクト投資等に関する検討会

インパクト投資等の拡大に向けた方策について議論する金融庁「インパクト投資等に関する検討会」（2022年10月設置）に、企画担当副会長行、事務局がオブザーバーとして参加している。2023年4月に開催された会合において、当協会よりインパクトファイナンスの推進における課題等について意見発表した。

(b) サステナブルファイナンス有識者会議

2024年3月、サステナブルファイナンスの推進等について検討する金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」（2020年12月設置）に、会長行が出席し、地域の脱炭素の取り組みの現状と課題等について説明・発言した。

(c) E S G金融ハイレベル・パネル

金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、E S G金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論を行う環境省「E S G金融ハイレベル・パネル」（2019年2月設置）に、会長が委員に就任している。

2024年3月に開催された会合において、会長行より、地方銀行における気候変動に係る開示等の取り組みについて説明した。

(d) G F A N Z 日本支部コンサルテティブグループ（諮問会議）

グローバルで直面しているネットゼロの課題解決への貢献や、世界の最新動向の伝達による国内の移行ファイナンスの加速を目的に、2023年6月、「G F A N Z（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）日本支部」が設立され、会長が本支部コンサルテティブグループ（諮問会議）のメンバーに就任した。

2024年3月に開催されたG F A N Z Japan Summit（日本支部年次総会）において、会長より、同日本支部の取り組みへの期待について発言した。

(3) 金融を巡る諸制度・法律改正等への対応

A. 銀行に係る法制度等の改正への対応

(a) 金融審議会

金融審議会においては、資産運用業の高度化や成長資金の供給と運用対象の多様化の実現等（2023年12月報告書取りまとめ）、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方（2024年2月諮問）等について検討が行われた。当協会は、上記の検討状況について、都度、役員会で報告した。

(b) 金融検査・監督

①金融庁・日本銀行における高粒度データの定期徴求に関する対応

2024年1月、金融庁および日本銀行は、モニタリングの高度化を図るため、金融機関から高粒度データ（与信取引先の明細単位のデータ）の定期徴求を開始した。

当協会は、定期徴求の開始に先立ち、徴求対象となるデータ項目の削減について両当局と交渉し、C R I T Sデータに最小限のデータ項目を付加することで定期徴求データを作成できるようにするなど、会員銀行の対応負担の軽減に努めた。

(c) 預金保険制度

現在、預金保険料率は、10年間（2022～2031年度）で付保預金比率（責任準備金/付保預金）0.7%の達成を目指して責任準備金の積み立てを行っている（「責任準備金及び預金保険料率に関する共通理解」〈2022年3月預金保

險機構運営委員会決定))。

2024年3月の預金保険機構の運営委員会において、2024年度の預金保険料率（実効料率0.015%：決済用預金0.021%、一般預金等0.014%、いずれも2023年度と同一）が報告されるにあたり、当協会は、2024年3月の理事会において、運営委員会に臨む態度（料率に異を唱えない）を決議した。

(d) 金融に関する税制の改正

当協会は、会員銀行から令和6年度税制改正要望を募り、カーボンニュートラル実現に向けた税制の見直し、印紙税の軽減等の要望について、全銀協における税制改正要望に反映した。

(e) 担保法制の見直し

法務省は、2021年4月より、法制審議会の下に設置した担保法制部会において、動産・債権を目的とする担保法制の見直しへ向けた検討を行っている。

当協会は、地銀界の委員（業務担当副会長行）を通じて、同部会の検討への地銀界の意見反映に努めた。また、関係部会において、金融庁や弁護士等の有識者から担保法制の見直しのポイントや銀行実務への影響について講演を聴取し、内容を会員銀行に還元した。

(f) 事業成長担保権

政府は、経営者保証等に依存しない事業性に着目した融資の推進を図るため、金融庁において事業性に着目した融資の推進に関する企画および立案ならびに総合調整を行うこととし、同庁において本業務に取り組むにあたり、2023年12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針」を閣議決定した。また、有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するなど、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）を創設するため、2024年3月、「事業性融資の推進等に関する法律案」を通常国会に提出した。

当協会は、融資部会において、金融庁から、企業価値担保権の制度概要について講演を聴取し、委員間で同担保権の活用について意見交換を行った。

(g) 金利指標改革

2023年6月末、米ドルLIBORの公表が恒久的に停止された。当協会は、全行アンケート等を実施し、会員銀行において、米ドルLIBOR参照契約の移行対応が概ね完了しており、シンセティック米ドルLIBORの利用も限定的であることを確認した。

2023年8月、全銀協TIBOR運営機関より、ユーロ円TIBORの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議が行われ、その結果を踏まえ、2024年3月、全銀協TIBOR運営機関より、市中協議の結果およびユーロ円TIBORを2024年12月末で恒久的に公表停止する旨が公表された。当協会は、市中協議に対して会員銀行から寄せられた意見を全銀協TIBOR運営機関に提出したほか、「新規取引の停止時期」に関して寄せられた意見の概要等を役員会で報告した。

(h) マイナンバー制度

①口座管理法、口座登録法

デジタル庁・金融庁は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」）の円滑な施行に向け、金融団体等を参加者とする「金融機関等会議」において金融機関に求められる事務・システム要件等の検討を行った。

両庁は、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（2023年8月公表）を踏まえ、マイナンバーと申請者情報の紐付けの紐付け誤りが発生しないよう、紐付けの真正性を検証する機能の導入とそれに伴う業務フローの変更・システム開発を行うこととした。

2024年4月、両法が施行され、口座管理法に基づく自金融機関の預貯金口座へのマイナンバーの付番申請の受け付けが開始された。マイナンバーと申請者情報の紐付けの真正性を検証する機能は、2024年度中にリリースされた上で他金融機関の口座付番業務および災害時・相続時の口座照会業務が開始される予定となっている。

当協会は、金融機関等会議での事務・システム要件等の検討状況を都度、

役員会で報告したほか、会員銀行から寄せられた質問・意見等に対する当局の回答を都度、会員銀行に連絡した。また、デジタル庁・金融庁に対し、両法に係る業務内容等について金融機関向けに説明するよう要請した。これを受け、両庁は、2023年11月および2024年2月に全金融機関向けの説明会を開催した。

② 公的個人認証の活用

2023年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「犯収法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする」旨が盛り込まれた。

同重点計画を踏まえ、犯収法上の本人確認方法の見直しが行われれば、金融機関において公的個人認証への対応が求められることとなる。こうした状況を踏まえ、当協会は、関係部会において有識者講演や委員間の情報交換を行った。

また、生活基盤プラットフォーム（仮称）構想（後掲 31 頁参照）において、公的個人認証を活用し、住所変更等の手続きをワンストップで行うスキームを検討した。

(i) 経済安全保障推進法

2022年5月に公布された経済安全保障推進法において、特定社会基盤事業者における重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査等を内容とする「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度」を創設する旨が盛り込まれた。2023年11月、本制度に係る内閣府令が公布され、特定社会基盤事業者の指定基準等が規定された。指定基準に基づき、会員銀行のうち5行が特定社会基盤事業者に指定され、2024年5月から本制度の規律が適用されることとなった。

当協会は、内閣府令（案）がパブリックコメントに付された際、全行意見

照会を行った。また、特定社会基盤事業者指定された会員銀行に対し、随時、金融庁等の検討状況を情報共有したほか、当該会員銀行から寄せられた質問・意見を金融庁等に提出した。

(j) ISDN 廃止に関する対応

N T T 東日本および N T T 西日本が提供する I S D N 回線サービス「I N S ネット（デジタル通信モード）」提供終了（2024 年 1 月）に向けた会員銀行における取引先に対する後継サービスへの切替対応を支援するため、会員銀行の取組状況や課題等についてアンケートを実施し、2023 年 4 月に会員銀行に還元した。

また、2023 年 7 月、「I S D N 回線の終了に向けた後継サービスへの切替対応に関する全行説明会」を開催し、株式会社 N T T データより、同社が提供する後継サービスに関する最近の活動内容等について情報提供を行った。

(k) 店頭デリバティブ取引の報告一本化等への対応

金融庁は、2023 年 9 月、店頭デリバティブ取引に係る報告項目として、2025 年 4 月以降、固有商品識別子（U P I）とデルタを追加することについてパブリックコメントを実施した。当協会は、会員銀行に情報提供を行うとともに、意見募集を行った（意見提出は行わなかった）。

(1) SWIFT 電文の IS020022 対応

S W I F T（国際銀行間通信協会）は、外国送金電文について、2025 年 11 月以降、現行の M T フォーマットから IS020022 準拠の M X フォーマット（X M L 形式）に完全移行することとしている。

当協会は、スイフト・ジャパンの協力の下、「Swift 電文の IS020022 対応の概要等」を取りまとめ、2023 年 10 月、会員銀行に提供したほか、12 月、関係部会において、スイフト・ジャパンを招き、電文フォーマットの移行への対応等について意見交換を行った。

B. 国内外の金融規制（バーゼル規制等）対応

いわゆるバーゼルⅢの適用開始（国際統一基準行と内部モデル採用の国内基

準行は2024年3月末から開始、内部モデルを採用しない国内基準行は2025年3月末から開始)等に向け、金融庁が見直している告示やQ&Aの検討状況を把握し、会員銀行に情報提供するとともに、適時会員銀行から寄せられた意見・質問を同庁に提出・確認する等、会員銀行の準備に資するよう努めた。

C. 会計制度（会計基準、IFRS）への対応

(a) 「金融資産の減損」の国内基準化に向けた検討等

2008年の国際金融危機における会計基準に対する批判を受け、2014年7月、国際会計基準審議会（IASB）は、貸出金等の金融資産に関して、将来予測情報を用いて予想信用損失を見込むこと等を内容とする国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」を策定し、2018年より適用した。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、2021年8月、IFRS第9号「金融商品」を国内会計基準に盛り込む検討を開始した。ASBJは、①IFRSと遜色がない会計基準（大手金融機関への適用を想定）の検討をほぼ終え、現在、②実務負担に配慮した会計基準（中小・地域金融機関への適用を想定）の検討を進めている。

当協会は、これらのASBJの検討状況や会員銀行への実務的な影響等を、都度、役員会で報告した。また、2023年4月、9月には、関係部会において、外部有識者より、IFRS第9号の重要論点について講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

2023年12月には、金融商品専門委員会（ASBJの下部検討機関）に参考人として出席し、会長行より、地銀界としての意見陳述を行った。その後も、関係部会における実務的な影響等に係る議論を踏まえ、ASBJや金融庁と意見交換を継続した。

(b) リース会計基準（案）

ASBJが、2023年8月に、IFRS第16号「リース」との整合性を図るために公表した公開草案「リースに関する会計基準（案）」（借手の全てのリース取引を資産・負債として計上する案）を受け、当協会は、2023年8月、関係部会において、外部有識者より、本公開草案の講演を聴取し、要旨を会

員銀行に提供した。

D. 非財務情報の開示

2023年1月、企業内容の開示等に関する内閣府令が改正され、2023年3月期の有価証券報告書から、サステナビリティ情報に関する記載欄の新設、人的資本や多様性に関する開示の義務化等が措置された。当協会は、会員銀行における非財務情報の開示充実の検討に資するため、2023年7月、各行の有価証券報告書における非財務情報の開示状況を取りまとめ、会員銀行に提供した。また、2023年9月、大手金融機関より、同社におけるサステナビリティ情報の開示充実に向けた取り組みについて講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。

中堅中小企業や非上場企業のサステナビリティデータの開示情報の標準化を進めること等を目的に、2023年8月、一般社団法人サステナビリティデータ標準化機構が設立された。同機構は、2024年2月、非上場・中堅中小企業に望まれるサステナビリティ情報の開示項目を整理した「非上場・中堅中小企業向けサステナビリティ情報の活用ハンドブック」（2024年2月公表）を取りまとめた。当協会は、同機構に賛助会員として参加し、情報収集を行うとともに、ハンドブック取りまとめの検討において、地銀界の意見を伝えた。

E. 当局報告の負担軽減

金融庁・日本銀行が金融機関の報告負担軽減の観点から実施している連携強化の取り組みに関し、当協会は、随時、金融庁・日本銀行と意見交換を行った。

また、金融庁は、監督指針に基づき、毎年1回、報告見直しの要望を募集しており、2024年3月、当協会は会員銀行の要望を取りまとめ、同庁に提出した。

(4) 郵政民営化・政策金融への対応

A. 郵政民営化への対応

(a) 郵政民営化委員会における郵政民営化の進捗状況についての3年ごとの総合的な検証への対応

郵政民営化委員会が3年ごとに行っている、郵政民営化の進捗状況の総合的な検証に関連し、2023年8月、当協会は、民間金融機関との公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小等の観点から意見を取りまとめ、同委員

会に意見を提出した。また、同年9月、郵政民営化委員会において、会長行が出席し、地銀界の意見を陳述した。

その後、2024年3月、郵政民営化委員会が、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」を郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に提出・公表したことを受け、全銀協が銀行界を代表する形で会長コメントを公表した。その際、当協会は、全銀協等の他団体と連携して対応した。

(b) ゆうちょ銀行による投資子会社保有に係る認可申請

2024年2月にゆうちょ銀行が行った投資子会社2社の保有に関する認可申請に関し、3月、当協会は、郵政民営化に関する地銀界のこれまでの主張に基づき、郵政民営化委員会に意見を提出した。また、3月に開催された郵政民営化委員会において、会長行が出席し、地銀界の意見を陳述した。

(c) 郵政民営化法改正に向けた自民党「郵便局の新たな利活用を推進する議員連盟」の動き

2024年2月、衆議院予算委員会において、自民党「郵便局の新たな利活用を推進する議員連盟」が、郵政民営化法の改正法案を議員立法として提出することを検討している旨の発言があったこと等を受け、当協会は、全銀協等と連携しつつ、情報収集等の必要な対応を行った。

B. 政策金融への対応

(a) 関係省庁との意見交換会の実施

2024年1月、当協会を含む民間金融機関5団体が参加する「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会」（第11回）が開催された。当協会からは、全行アンケートの結果を踏まえ、コロナ禍において政策金融機関と様々な側面において連携・協調が進展したことを報告した。また、政府系金融機関に対して、民間金融機関だけではリスクテイクや対応が困難な分野（エクイティ・メザニン等による事業再生、スタートアップ支援など）を中心に、事業者支援に注力してほしい旨を要望した。

(b) 政府系金融機関との連携・協調、望ましい関係のあり方の検討

当協会は、各政策金融機関との意見交換会を以下のとおり実施し、連携・協調のさらなる強化に向けた議論を行った。

- ①「日本政策金融公庫との意見交換会」（2023年12月）において、足下、同公庫と地方銀行の連携・協調が進んでいることを報告し、さらなる連携・協調、新型コロナ対策資本金劣後ローンの取扱期限の延長、本部（審査セクション等）間での個別案件に係る情報連絡会の開催、優良先への低金利融資の抑制等を要望した。また、2024年1月、「農業分野等の最近の動向」、「民間金融機関との連携の取組み」をテーマに、日本公庫（農林水産事業）による会員銀行向け勉強会を開催した。
- ②「商工中金との意見交換会」（2024年1月）において、本部間での連携強化、金利水準の見直し、事業者への円滑な資金対応等を要望した。また、2024年1月、同金庫による「商工中金が主体となる全国型事業再生ファンド組成に関する説明会」を開催した。
- ③「日本政策投資銀行との意見交換会」（2023年5月、11月）において、事業者支援における更なる連携・協調、勉強会の開催等を要望した。当協会からの要望を受け、日本政策投資銀行は、2023年12月～2024年1月にかけて、サステナブルファイナンスをテーマとした会員銀行向けオンラインセミナーを開催した。
- ④今年度より「国際協力銀行との意見交換会」（2024年2月）を実施。JBICが持つノウハウの情報提供や、資金使途の柔軟化等について要望した。

3. 新しい価値の創出に向けた取り組み

(1) デジタルトランスフォーメーションを通じた金融イノベーションの促進

A. 新たなテクノロジーを活用した金融商品・サービスの革新

会員銀行における新たなテクノロジーを活用した金融商品等の推進に資するため、関係部会において、公的個人認証の最新動向、Web 3.0の活用、AIを活用したデータ分析の高度化の取り組みについて、有識者による講演を聴取し、意見交換を行った。Web 3.0については、基本問題調査会の2022年度下期検討テーマとして取りあげ、2023年6月、外部有識者からの講演等を基に、

地方銀行における新たなビジネスの可能性や取り組み上の留意点等について取りまとめを行い、会員銀行に提供した。

B. 金融インフラの高度化・利便性向上

(a) 中央銀行デジタル通貨（CBDC）

日本銀行において、わが国のCBDCの検討が進められている中、同行主催の「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」に会長行が参加し、CBDCの導入目的や意義、コスト負担のあり方、金融仲介機能等に係る地銀界の問題意識を陳述した。また、本連絡協議会の検討動向等を役員会で報告した。

また、デジタル通貨に関し、地方銀行を含む国内金融機関においてステーブルコイン発行の実証実験や、地方自治体等において地域通貨発行事例が見られる中、当協会は、基本問題調査会の2023年度下期テーマとして、「デジタル通貨と地方銀行」を取りあげ、外部有識者からの講演を基に、デジタル通貨を巡る実情、地方銀行への影響や将来的な活用可能性等を研究した（2024年6月取りまとめ予定）。

(b) 手形・小切手機能の全面的な電子化

「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：全銀協）は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（2021年7月策定、2023年3月改定）において「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を設定している。

当協会は、自主行動計画において、各金融団体に対し会員金融機関のフォローアップが求められていることから、以下の取り組みを実施するとともに、地銀界の手形・小切手の削減状況等について役員会で報告した。

- ①「手形・小切手の全面的な電子化に関する全行説明会」を開催し、全銀協および当協会より手形・小切手の削減状況を報告するとともに、メガバンクおよび会員銀行より、個別行の取り組みを説明。
- ②メガバンク等先進行の取り組みをベースに「手形・小切手の電子化に関する施策集」を作成し、会員銀行に提供。
- ③会員銀行や政府系金融機関における取引先中小企業のDX支援策を取り

まとめ、「DX・デジタル化推進レポート」として会員銀行に提供。

④会員銀行における手形・小切手機能の全面的な電子化の取り組みに関する
四半期フォローアップアンケートを実施。

また、全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた施策として、法人インターネット・バンキング契約がなくても電子記録債権（でんさい）を利用可能な新チャネル「でんさいライト」について、2024年11月のサービス提供開始に向けた検討を行っている。当協会は、これらの検討状況等について、都度、役員会で報告した。

(c) 請求・決済データ連携促進（ZEDIの利活用）

政府は、2023年6月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定し、インボイス制度の円滑な導入や受発注から請求・決済にわたる企業間取引のデータ連携やデジタル化の促進を目指している。

こうした中、2023年10月、会員銀行における取引先企業の企業間取引・決済のデジタル化に向けた支援に資するため、全行説明会を開催し、金融庁および全銀ネット等より請求・決済データ連携促進に関する最新の取り組み等に関する講演を聴取した。

(d) 地方公共団体取引の効率化・電子化への対応等

①地方公共団体取引の効率化・電子化への対応

例年同様、2023年9月、当協会と他の金融団体との連名により、関係省庁（デジタル庁、総務省、国税庁、厚生労働省、警察庁）および地方公共団体関係3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対し、税・公金の電子納付の推進等を求める要望書を提出した。

10月、「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」において「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」が決定され、遅くとも2026年9月を目途に地方公金のeLTAX収納を開始する方針が示された。当協会は、これらの動きを役員会に報告した。

また、会員銀行における税・公金の電子納付の推進に資するため、「地方公金の電子納付等の推進に関する全行アンケート」を実施し、2023年8月、その結果を取りまとめ、会員銀行に還元した。

②公金業務の経費負担の適正化への対応

当協会は、2024年10月の内国為替制度運営費の公金振込への適用を見据え、指定金融機関先地公体との公金振込に係る経費負担の見直し状況に関する全行アンケートを4回にわたり実施し、その結果を基に、総務省等の関係先に対して働きかけを行った。2024年2月、本経費に係る新たな地方交付税措置を反映した2024年度地方財政計画が閣議決定された。これらの動きを、都度、役員会で報告した。

また、会員銀行における公金収納・支払事務の経費負担の適正化に向けた地公体との交渉に資するため、「公金業務の経費徴求状況等に関する全行アンケート」を実施し、2024年2月、その結果を取りまとめ、会員銀行に還元した。

③自治体のDX支援

公務部会において、地公体における指定金融機関関連業務のキャッシュレス化、ペーパーレス化に向けた会員銀行等の取り組みの好事例を収集した（今後、報告書として取りまとめ還元予定）。

2024年2月、デジタル庁は、申請から給付（振込）までのプロセスをデジタル完結させ、迅速・効率的な給付を実現するため、各地方公共団体が利用できる「低所得者世帯支援給付 給付支援サービス」の提供を開始した。当協会は、本サービスの円滑な導入を図るため、デジタル庁に対して、各地公体の指定金融機関に対して必要な情報提供を行うよう働きかけを行った。その結果、全銀協主催の説明会の開催やQ & Aの提供等が行われた。

C. 取引先のDX支援

当協会は、会員銀行における取引先のデジタルトランスフォーメーション（DX）支援として、「DX・デジタル化推進レポート」（「DX・デジタル人材

育成の取組み)」および、「D X・デジタル化に関する各種補助金等の施策集」を取りまとめ、会員銀行あて提供した。

D. 銀行のD Xによる業務改革

(a) 生成A Iの活用

当協会は、会員銀行における生成A Iの活用に向けた検討の参考に資するよう、基本問題調査会、関係専門委員会、関係部会において有識者講演を聴取し、要旨を会員銀行に提供した。また、事務管理部会において、生成A Iの活用事例や検討状況に係るアンケートを実施し、その結果をもとに、活用にあたっての課題等について意見交換を行った。

(b) 書面・押印・対面手続きの見直し

2024年3月、全銀協の「書面・押印・対面手続きの見直しに関する取組状況に係るフォローアップアンケート調査」の地銀分の回答をもとに地銀界の取組みを取りまとめ、会員銀行に還元した。

(c) F A X利用廃止に向けた対応

2022年11月、金融庁は全銀協に対し、金融機関の業務・手続きにおけるF A Xの利用廃止に係る要請文書を発出し、全銀協は会員銀行に対し、要請の趣旨を踏まえ必要な対応を進めるよう依頼した。これを踏まえ、当協会は、事務管理部会において、F A X利用事務見直しの事例について、都度、意見交換等を行い、2023年6月にその取りまとめ結果を会員銀行に提供した。

(d) D X推進に関する研修の実施

会員銀行におけるD Xの推進に係る人材育成を支援するため、D X推進部門長を対象に、デジタルイノベーションを通じたビジネスモデルの変革の実現に向け、地方銀行における今後のビジネスモデルのあり方を考察する「部長経営講座」を実施した。また、D X推進担当者を対象に、地方銀行が地域のD X推進を担う上で留意するポイントや、地域の強み・弱みを把握するデジタルマーケティングを学ぶ「地域D X推進講座」を実施した。

(2) 新しい価値の創出に向けた取り組み

A. 規制改革要望、規制改革を活用した新しいビジネスへのチャレンジ

(a) 規制改革・行政改革要望の提出

会員銀行へのアンケート結果を踏まえ、2023年11月、以下の全41項目（新規9項目、一部新規2項目、継続30項目）からなる2023年度規制改革・行政改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出した。

- ①銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し
- ②不動産仲介業務の解禁
 - ・銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁
 - ・信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁
- ③銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化
- ④銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁
- ⑤継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化
- ⑥行政による法人の実質的支配者情報の把握
- ⑦本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し
- ⑧出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充
- ⑨「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充
- ⑩銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和
- ⑪生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止
- ⑫保険募集先における影響遮断および保険募集制限先の確認に係る口頭説明の許容
- ⑬銀証間の情報授受規制の撤廃
- ⑭確定拠出年金運営管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和
- ⑮税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃
- ⑯「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充
- ⑰出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化
- ⑱成年後見制度の見直し
- ⑲個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用
- ⑳報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築

- ②① 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化
- ②② 地方公共団体等における小切手振出の廃止
- ②③ 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止
- ②④ 地方公共団体における公共料金以外の費目（手数料支払い、元利金返済等）
についての口座引落による支出の許容
- ②⑤ 各種共済制度の申込受付等のデジタル化
- ②⑥ 捜査機関からの捜査関係事項照会や警察からの口座凍結要請の電子化
- ②⑦ 銀行の中間事業年度および連結の決算公告の廃止
- ②⑧ 地方自治体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和
- ②⑨ 選挙供託制度の見直し
- ③⑩ 国・地方公共団体と金融機関との間における単年度契約の自動継続化
- ③⑪ eLTAX 納付への切替の推進
- ③⑫ 業務報告書等の簡素化
- ③⑬ 銀行および銀行持株会社の取締役の兼職認可の廃止
- ③⑭ 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止
- ③⑮ 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化
- ③⑯ 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止
- ③⑰ 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止
- ③⑱ 役員名簿の任意提出の停止
- ③⑲ 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し（簡素化）
- ④⑩ 「中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等の実施状況」
に係る報告の廃止

(b) 規制緩和の取り組み事例等の取りまとめ

2023年7月、地方銀行における保有不動産の有効活用を「トップのための業務・企画レポート」として取りまとめ、会員銀行に提供した。

また、2023年12月、会員銀行が規制改革を活用した取り組みを検討する際の参考として、会員銀行における以下の取り組み事例を収集し、会員銀行に提供した。

- ①保有不動産の外部賃貸事例
- ②銀行業高度化等会社の認可取得等事例
- ③地域活性化事業会社またはベンチャービジネス会社に対する5%・15%超の出資事例
- ④銀行本体での地域活性化等業務の取り扱い状況

B. 生活基盤プラットフォーム（仮称）構想の検討

当協会は、協会運営会議において、住所変更等の諸手続きをワンストップで対応可能とする仕組みの検討について提案があったことを受け、2023年2月、「生活基盤プラットフォーム構想検討ワーキング・グループ」（以下「WG」）を設置し、検討を開始した。

2023年9月、WGにおける検討の結果、本構想に地銀界として取り組むことに一定の実現可能性が確認できたとして、デジタル庁や外部事業者と連携しつつ、具体的な検討を行っていくことを役員会に報告するとともに、地銀協として本構想に関する検討を開始すること等について、対外リリースを実施した。

2023年11月、スキームの詳細等の具体的な検討にあたって必要な、システム面・事務面の知見を得るため、TOPPAN エッジおよびN T Tデータを共同研究先に選定するとともに、WG下部に2つのサブWGを設置し、共同研究を開始した（2024年1月、本件の対外リリースを実施）。

2024年2月、その時点までの検討状況を中間報告する全行説明会を開催し、説明会終了後、説明内容に関する意見・質問等を収集するため、全行アンケートを実施した。

3月、会員銀行における本構想に関する理解を深めるため、本部担当者向けの地区別説明会を開催し、寄せられた意見等への回答について説明するとともに、意見交換を実施した。

4. 協会事業の高度化・円滑な運営

(1) 中期ビジョンを踏まえた協会事業の高度化・効率化

2021年4月に取りまとめられた「協会運営の中期ビジョン」の提言内容を踏まえ、引き続き、協会事業の高度化・効率化に取り組んだ。2023年度の主な取り組みは以下のとおり。

A. 会員銀行との対話促進

各行の東京事務所長と従前以上に接点を確保するとともに、協会運営に関する率直な意見・要望を伺うため、2023年7月から2024年3月にかけて、総合企画室渉外担当が会員銀行の東京事務所を個別に訪問し、意見交換を行った。

B. デジタル技術を活用した事務の合理化・生産性向上

2022年度に引き続き、既存業務の最適化・合理化策について検討し、以下の取り組みを行った。

- ①勤怠管理の効率化の観点から、2023年4月より、PCのログオン・ログオフ時刻を自動記録する勤怠管理システムを導入。
- ②事務局職員間の予定確認、スケジュール調整等の効率化の観点から、2023年9月より、全役職員によるスケジュール管理ツールの利用を開始。
- ③従前は事務局各部署が会員銀行との間で行っていた、専務・常務級会合と専門委員会・部会の委員派遣依頼・登録手続きを、2023年6月より、総合企画室に集約。
- ④事務局各部署の事務効率化のため、業務自動化支援ツール（Microsoft Power Automate等）の導入を支援（説明会の開催、総合企画室による個別の導入支援）。

今後も、継続的に業務の最適化・合理化の検討を行い、PDCAサイクルを回していく。

(2) 地銀会館の取扱いに関する検討

2023年6月、地方銀行会館の建替えに向けた基本構想を取りまとめた。基本理念として、①会員銀行相互の親交、連絡および連携の拠点となる会館、②機能的・効率的で柔軟性のある会館、③安心・安全に利用できる会館、④環境に配慮した会館、⑤協会財務の収支改善に寄与する会館の5点を掲げ、今後、これらの実現に向け、建替えに関する具体的な検討を進めていくこととした。

12月、地方銀行会館の基本構想において、建替えの事業発注を「設計・施工一貫方式」（設計・施工をゼネコン1社が単独で実施）としていることから、牽制効果の発揮等のため、コンストラクション・マネジメント（以下「CM」）会社を決定した。

また、建替え中の一時移転先についても決定した。

その後、CM会社の支援を受けつつ、ゼネコン選定、建替え中の一時移転に関する検討を進めている。

5. 被災地の支援

(1) 災害義援金制度

2023年5月の「令和5年石川県能登地方を震源とする地震」、6月の「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」、「令和5年6月29日からの大雨」、7月の「令和5年7月7日からの大雨」、8月の「令和5年台風第6号」、「令和5年台風第7号」、9月の「令和5年台風第13号」、2024年1月の「令和6年能登半島地震」の発生を受け、当協会が運営している災害義援金制度に基づき、被災地行等に開設された義援金口座の取扱開始等を会員銀行に連絡するとともに、当協会Webサイトに掲載した。

また、「東日本大震災」、「平成28年（2016年）熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」に係る義援金口座の取扱期間延長について、会員銀行に連絡するとともに、当協会Webサイトに掲載した。

(2) 能登半島地震被災地への義援金取りまとめ、支援物資の提供

2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」の被災者の救援や被災地の復興に役立てていただくため、地銀界として、日本赤十字社や地元自治体等に4億6,631万円（2月1日現在）の災害義援金を寄贈した。

また、被災地銀行からの要請を受け、当協会および会員銀行ならびに全銀協・第二地銀協より、1月から2月にかけて、のべ9回にわたり、飲料水、食料品、日用品、簡易トイレなどの支援物資の提供を行った。

6. 調査・広報活動

A. 協会の対外広報

(a) 地銀協レポート

年4回、以下のテーマについて会員銀行の特徴的な取り組みや業界として
の問題意識等を取りまとめ、発信した。

(2023 年度の発行実績)

第 9 号「地方銀行における取引先の業務のデジタル化支援に向けた取り組み」

「地方銀行におけるスタートアップ支援～スタートアップが地域と世界を元気にする～」

第 10 号「おいしいお酒と地方銀行―「地」酒の陰に「地」銀あり」

「地域の魅力を世界へ！―地方銀行における取引先の海外展開支援」

第 11 号「誰もが利用しやすい銀行―障がいのある方に配慮した取り組み」

「国内外で活躍！地方銀行のスポーツチーム」

第 12 号「C R I T S は今年で 20 周年！データから何が見える？～ポストコロナの地域経済の姿～」

「地域の農業を支える地方銀行」

B. W e b サイト

当協会 W e b サイトにおいて、協会活動に関する情報や会員銀行の取り組みに関する情報等の提供・更新を随時行い、地方銀行の取り組み等に係る P R ・情報発信に努めた。

2023 年 12 月、地方銀行への就職を目指す学生や転職等を検討している社会人向けに現役地方銀行員のメッセージを紹介する「先輩行員の声」に、行員 6 名のメッセージを追加掲載した（2024 年 3 月末時点で 10 行 14 名のメッセージを掲載）。

C. S N S

当協会および会員銀行の取り組みを広く P R するため、2022 年 3 月に当協会の公式 X（旧 Twitter）アカウントを開設し、4 月より投稿を開始した。

2023 年度は、地銀協レポートや地方創生事例集、統計情報、災害義援金制度等、当協会 W e b サイト掲載情報を紹介する投稿を概ね週 1 回の頻度で実施した。また、会員銀行の公式アカウントの投稿のリツイートを週 1 回の頻度で実施した。

(2) 会長記者会見

地方銀行会館にて会長の定例記者会見を行った（計6回）。2023年6月の会見においては、会長の所信表明を行った。

(3) 決算概要

年2回（中間期および通期）、会員銀行の決算の状況を「地方銀行決算の概要」として取りまとめ、会員銀行に提供するとともに、当協会Webサイトに掲載した。

毎月、会員銀行の主要勘定の動向を「地方銀行主要勘定」として取りまとめ、会員銀行に提供するとともに、当協会Webサイトに掲載した。また、「地方銀行の預金・貸出金の推移」（月次）、「地方銀行貸出の業種別内訳」（四半期毎）を当協会Webサイトに掲載した。

(4) 金融構造研究会・地方金融史研究会への支援

金融学者の集まりである「金融構造研究会」（1957年発足）、および地方金融史を主たる研究分野とする学者の集まりである「地方金融史研究会」（1962年発足）の活動を引き続き支援した。両研究会は、2023年6月、機関誌「金融構造研究」、「地方金融史研究」をそれぞれ取りまとめ、当協会Webサイトに掲載した。

7. 研修事業

集合研修の受講者数は、新型コロナウイルスの5類移行もあり、2022年度比増加した一方、通信研修の受講者数は引き続き減少傾向を辿っている。

また、2023年2月より提供を開始した、若手行員を主な対象とする動画コンテンツについて、2024年4月～9月まで無料配信することとし、これに係る全行説明会を実施した。

8. 共同事業・受託業務・共同調製

(1) 各種地銀協団体保険制度

住宅ローン団信を巡る競争環境が大きく変化するなか、地銀協住宅ローン団信の競争力強化を通じた制度規模の維持・拡大を図るべく、「地銀協団信競争力強化会議」において、商品性等改善のスピードアップ・効率化、会員銀行に対する推進・サポートの強化に係る検討を行った。また、加入者および会員銀行に対する地銀協住宅ローン団信の総合的な魅力向上を通じた安定的な契約拡大を狙いとして、次の商品性、事務・システム、販売サポート等の改善を実施した。

- ・希望銀行を対象とした団信商品勉強会、販売話法セミナーの開催（2023年10月、11月、12月）
- ・Webシステムによる自動査定、複数制度の同時査定の実施（2023年10月）
- ・がん団信への新特約（上皮内がん新生物・皮膚がん保障特約、がん先進医療特約）付加等に伴う会員銀行担当者向けFAQ（電子化）の更新（2023年12月）
- ・行員向け販売推進用動画のブラッシュアップ、新コンテンツ（請求手続きの基本、3大疾病団信のニーズ喚起、販売話法等）の追加（2023年12月、2024年3月）
- ・団信契約移行時の被保険者同意取得方法について、これまでの個々の被保険者から書面により同意を取り付ける方式（オプトイン）から、個別通知方式（オプトアウト）に変更（2024年3月）

<団体信用生命保険制度>

制度名	参加 行数	保険金 (2024年3月末現在)	前年同月比
住宅ローン団信	61行	26兆4,233億円	-3.65%
事業者向け団信	59行	5,000億円	+0.07%
3大疾病保障特約付住宅ローン団信	52行	2兆4,744億円	+6.54%
就業不能保障保険(ライフサポート団信)	33行	1兆240億円	+3.66%
がん保障特約付住宅ローン団信	38行	5兆2,764億円	+40.17%
引受緩和団信	10行	56億円	+44.53%

<住宅ローン等の債務者を対象とした損害保険商品>

制度名	参加 行数	年間保険料 (2023年度)	前年度比
債務返済支援保険	55行	6億8,375万円	-4.11%
8大疾病補償付債務返済支援保険	19行	1億781万円	-2.44%

< 会員銀行の役職員を対象とした保険制度 >

制度名	参加 行数	配当率
B グループ保険	56 行	46.841%
三大疾病保険（グループ保険特約）	53 行	—
医療保障保険	31 行	40.291%
医療費支援（無配当団体医療）	31 行	—

「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」について、2023年6月、主に以下の制度改善を内容とする手引き等の改定を関係専門委員会において了承し、適用した。

- ① 補償対象カード1枚当たりの保険金額の引下げ（保険金額 20 万円プランの設定）
- ② 保険成績による割増引率の適用に係る最低加入行数の引下げ
- ③ 保険加入手続きにおける保険募集案内時期の前倒し

また、2023年7月、上記制度改善の内容に関する全行説明会を開催した。

< 偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度 >

制度名	参加 行数
偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度	27 行
個人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約	23 行
法人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約	15 行
アプリ型即時引落決済サービス不正使用に係る被害補償特約（Bank Pay 等特約）	12 行

(2) 信用リスク情報統合サービス（C R I T S）

当協会は、会員銀行の信用リスク管理高度化を支援するため、「信用リスク情報統合サービス」を運営し、①財務・信用情報データベース、②財務スコアリングモデル、③信用 VaR モデルの3機能を提供している。

2023年12月、財務・信用情報データベースの機能改善の取り組みとして、C R I T S システムで設定可能な行内格付の区分数を拡張する仕様変更を実施した。

また、リスク管理専門委員会・信用リスク管理部会において現行C R I T S システム（2021年5月稼働）の更改に向けた検討を開始し、その一環として、

C R I T S システムの利用状況や今後のニーズに関する全行アンケート、各行の C R I T S システムの操作ログの調査等を実施した。

そのほか、前年に引き続き、2023 年 4 月、日本政策金融公庫の地域金融機関 C L O 組成用に C R I T S スコアリングモデルの有償提供を実施したほか、C R I T S の運用管理に関する定例事項として、全行データベース蓄積データの精度検証（四半期毎）、C R I T S スコアリングモデルのパフォーマンス検証、C R I T S 所管部署および共同センターに対する情報セキュリティ監査等を実施した。

全行データベースにおける直近基準日（2023 年 10 月～12 月基準）のデータの登録実績は下表のとおり。

人格区分	登録銀行数	債務者数	与信総額
会社法上の会社	62 行	737,073	122,122,730 百万円
うち金融業を除く	62 行	734,587	116,032,873 百万円
個人事業主	62 行	283,387	9,023,938 百万円
国・地公体	62 行	3,492	29,467,079 百万円
その他法人	62 行	48,307	13,234,001 百万円
外国法人	32 行	1,520	4,301,876 百万円

(3) A C S、M I C S、統合 A T M 利用者組織

a u j ぶん銀行との口座確認業務の提携実施（2024 年 3 月 18 日開始）について、関係専門委員会で審議し、了承した。

また、統合 A T M 利用者組織は、受取人口座確認業務の普及・利活用推進等の要請に応えるべく、受取人口座確認業務の制度化等に関する検討を行うため、2024 年 3 月、「口座確認利活用推進委員会」を設置した。当協会は、会員銀行あて意見照会を行い、委員会設置による受取人口座確認業務の制度化等の検討の方向性について、異論がないことを確認した。

< 2023 年度取扱実績 >

制度名	支払件数	前年比	支払金額	前年比
地銀 CD 全国ネットサービス	1,535 万件	-1.03%	9,296 億円	1.85%
全国キャッシュサービス	7,689 万件	-5.65%	4 兆 1,380 億円	-2.86%

(4) でんさい地銀共同システム

でんさい地銀共同システム（DENTRANS：N T Tデータが提供するでんさいネットへの接続サービス）は、会員銀行 50 行が利用しており、利用銀行は「でんさい地銀共同システム ユーザー会」を組織している。2023 年度は、でんさいネットが 2024 年度中のサービス開始を予定しているでんさいライトへの対応等を行った。

(5) 投信販売地銀協同センター

投信販売地銀共同センター（野村総合研究所が提供する投信口座管理システム）は、会員銀行 46 行が利用しており、利用銀行は「投信販売地銀共同センター運営協議会」を組織している。

2023 年度における BESTWAY/JJ の稼働状況については、一部ユーザー行のクライアント端末からログインできない事象が 1 件、前日までの申込受付件数がゼロと表示される事象が 1 件発生したが、復旧対応が完了し、その他に特段の問題はなかった。

(6) 共同調製

当期中、次の媒体を共同調製し、会員銀行に頒布した。

媒体名	頒布時期
住宅ローン金利変動リスク等説明用パンフレット	8 月
取引時確認に関するリーフレット	11 月
お正月の店頭掲示用ポスター	11 月

II 会 合

1. 総会（決議事項）

月 日	決議事項	内 容
4/4 第 185 回臨時 (書面)	理事 2 名の補欠選任の件	理事 2 名の辞任に伴い、理事 2 名を補欠選任
6/14 第 74 回定時	2022 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件	2022 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書を原案どおり承認
	2023 年度収支予算書の補正の承認の件	2023 年度収支予算書の補正を原案どおり承認
	役員を選任の件	理事全員の任期満了により、理事 28 名を選任
7/4 第 186 回臨時 (書面)	理事 3 名の補欠選任の件	理事 3 名の辞任に伴い、理事 3 名を補欠選任
3/13 第 187 回臨時	2023 年度収支予算書の補正の承認の件	2023 年度収支予算書の補正を原案どおり承認
	2024 年度収支予算書の承認の件	2024 年度収支予算書を原案どおり承認

2. 理事会（決議事項）

月 日	決議事項	内 容
4/11	常務理事の選定	会員銀行代表者以外から選任された理事より選定する常務理事に中尾根理事を選定
	2023 年度当協会役員改選手続き（案）	2023 年度の副会長・監事候補者の選出地区および今後の役員改選手続き・スケジュール（案）について原案どおり了承
5/16	第 74 回定時会員総会の議案	「2022 年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件」ならびに「2023 年度収支予算書の補正の承認の件」を第 74 回定時会員総会に付議することについて原案どおり了承 また、同定時会員総会において「役員を選任の件」を議題として取りあげることに付いて了承 併せて、2022 年度事業報告および公益目的支出計画実施報告を同定時会員総会に報告することについて了承

月 日	決議事項	内 容
6/13	第 74 回定時会員総会の議案 (決議事項 第 3 号議案 役員 の選任の件)	5 月理事会において第 74 回定時会員 総会 (6/14 開催) に付議することを決 議していた「役員を選任の件」の新役 員候補者を原案どおり了承
	会長所信 (案)	新会長の就任に合わせ、定時会員総会 後の会長記者会見において公表する会 長所信 (案) について原案どおり了承
	地方銀行会館の建替えに向 けた基本構想 (案)	5 月例会に報告した「地方銀行会館の 建替えに向けた基本構想の論点整理」 の意見照会結果を踏まえ取りまとめた 基本構想 (案) について原案どおり了承
6/14 (臨時)	正副会長等の選定	第 74 回定時会員総会終了後、会長、副 会長を選定するとともに、会員銀行代 表者以外から選任された理事より専務 理事、常務理事を選定
	第 186 回臨時会員総会の議 案(決議事項 議案 理事 3 名 の補欠選任の件)	理事 3 名の辞任に伴う後任理事を補欠 選任するため、臨時会員総会を书面開 催することについて決議
11/14	2023 年度の規制改革・行政 改革要望 (案)	政府に提出する 2023 年度の規制改革・ 行政改革要望 (案) について原案どお り了承
12/12	当協会次期会長の内定(案)	次期会長の内定 (案) および対外公表 について原案どおり了承
	地方銀行会館の建替えに向 けた対応 (案)	地方銀行会館の建替えに向けた対応 (案) について原案どおり了承
	寄付金要請への対応 (案)	経済広報センター、スポーツ振興資金 財団からの寄付金要請への対応 (案) について原案どおり了承
1/16	2024 年度研修事業計画 (案)	2024 年度研修事業計画 (案) について 原案どおり了承
2/13	第 187 回臨時会員総会の議 案 (2023 年度収支予算書の の補正の承認の件、2024 年 度収支予算書の承認の件)	2023 年度収支予算書の補正(案)、2024 年度収支予算書 (案) を 3 月開催の臨 時会員総会に付議することについて原 案どおり了承
	2024 年度事業計画 (案)	2024 年度事業計画 (案) について原案 どおり了承
	2024 年度発行政府保証債の 引受け等に関する申合せ (案)	2024 年度発行政府保証債の地銀の引 受け等に関する申合せ (案) について 原案どおり了承

月 日	決議事項	内 容
3/12	第 188 回臨時会員総会の議案(決議事項 議案 理事 1 名の補欠選任の件)	理事 1 名の辞任に伴う後任理事を補欠選任するため、臨時会員総会を開催することについて原案どおり了承
	役員等賠償責任保険への加入(案)	役員等賠償責任保険への加入(案)について原案どおり了承
	給与規定の一部改定(案)	当協会職員の初任給引上げ等を行う給与規定の一部改定(案)について原案どおり了承
	2024 年度預金保険料率(案)への対応(案)	預金保険機構から示された 2024 年度の預金保険料率(案)に対する当協会の対応(案)について原案どおり了承
	ゆうちょ銀行による投資子会社保有に係る認可申請への対応(案)等	ゆうちょ銀行による投資子会社保有に係る認可申請に対する当協会の対応(案)について原案どおり了承

3. 例会

月 日	報告事項
4/12 第 853 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2023 年度当協会役員改選手続き ○地公体取引の経費負担の適正化に向けた当協会の対応等 ○全銀協における特殊詐欺対策の検討状況 ○金融経済教育推進機構の設立等の動き ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融庁における中小企業の経営改善支援施策の検討状況 (2) L I B O R からの移行に向けた対応状況 (3) 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況 ○各種審議会等の審議状況
5/17 第 854 回	<ul style="list-style-type: none"> ○地方銀行会館の建替えに向けた基本構想の論点整理 ○警察庁からの特殊詐欺対策の検討依頼への対応状況 ○コーポレートガバナンス改革を巡る動き ○C N S コンビニ収納サービスにおける税・公金収納に係る手数料値上げ要請の動き ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) マイナンバーの預貯金口座付番等の検討状況 (2) 顧客本位の業務運営を巡る動き (3) 事業再生等の事業者支援策等に関する説明会の開催 (4) 金融庁・日本銀行における高粒度データの収集・利活用の動き ○各種審議会等の審議状況

月 日	報告事項
6/14 第 855 回	<ul style="list-style-type: none"> ○会長所信 ○地方銀行会館の建替えに向けた基本構想 ○地公体取引の経費負担の適正化に向けた当協会の対応 ○警察庁からの特殊詐欺対策の検討依頼への対応状況 ○マネロン等対応の高度化に向けた対応状況 ○CNSデータ伝送システムの通信障害発生に伴う再発防止策の検討状況 ○基本問題調査会の取りまとめ「Web 3.0 と地方銀行」 ○各種審議会等の審議状況
7/12 第 856 回	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客本位の業務運営の確保を巡る動き ○税・公金の電子納付の推進等に係る要望活動の実施等 ○金融資産の減損に係る会計基準の検討状況 ○でんさいネットにおける新チャネルの検討状況 ○CNS 関連事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) CNSデータ伝送システムの通信障害発生に伴う再発防止策の対応状況 (2) 「CNSの成長投資・配当・内部留保等に関する基本方針(案)」の検討状況 (3) 2022年度地銀ネットワークサービス株式会社決算(案) ○各種審議会等の審議状況
9/13 第 857 回	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客本位の業務運営の確保に向けた当協会の対応 ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○郵政民営化委員会への意見提出 ○特殊詐欺対策を巡る動き ○全銀ネットにおける次期全銀システム等の検討状況 ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) でんさいネットにおける新チャネルの委託料の検討状況 (2) 当協会の規制改革・行政改革要望を巡る動き ○各種審議会等の審議状況
10/18 第 858 回	<ul style="list-style-type: none"> ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況 ○TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)による提言の公表 ○全銀システムにおける障害の発生 ○CNS 関連事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) CNSコンビニ収納サービスにおける税・公金収納に係る手数料値上げ要請の動き (2) CNSデータ伝送システムの通信障害発生に伴う再発防止策の対応状況 ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) マイナンバーの預貯金口座付番等を巡る動き (2) 個信センターの次期システムへの更改に向けた検討状況 ○各種審議会等の審議状況

月 日	報告事項
11/15 第 859 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2023 年度の規制改革・行政改革要望 ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応状況 ○経営改善・事業再生支援を巡る動き ○マネロン等対応の高度化を巡る動き ○地公体取引の経費負担の適正化等の動き ○政策金融を巡る動き ○各種審議会等の審議状況
12/13 第 860 回	<ul style="list-style-type: none"> ○当協会次期会長の内定 ○地方銀行会館の建替えに向けた対応 ○2024 年度例会等日程 ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応状況 ○中央銀行デジタル通貨（C B D C）を巡る動き ○顧客本位の業務運営の確保に向けた当協会の対応 ○各種審議会等の審議状況
1/17 第 861 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2024 年度研修事業計画 ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応状況 ○マネロン等対応の高度化を巡る動き ○税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) C N S コンビニ収納サービスにおける税・公金収納に係る手数料値上げ要請への対応 (2) ユーロ円 T I B O R の恒久的な公表停止に向けた検討状況 ○各種審議会等の審議状況
2/14 第 862 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2024 年度事業計画 ○2024 年度発行政府保証債の引受け等に関する申合せ ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○C N S の成長投資・配当・内部留保等に関する基本方針の検討状況 ○金融経済教育推進機構を巡る動き ○顧客本位の業務運営の確保に向けた当協会の対応 ○各種審議会等の審議状況
3/13 第 863 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2024 年度預金保険料率（案）への対応 ○ゆうちょ銀行による投資子会社保有に係る認可申請への対応等 ○生活基盤プラットフォーム構想の検討状況 ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応状況 ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組状況 ○業務上の諸課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税・公金収納の効率化・電子化を巡る動き (2) 地銀協団体生命保険制度の推進状況 ○各種審議会等の審議状況

4. 監事会

月 日	内 容
5/16	<ul style="list-style-type: none"> ○業務執行状況の監査 ○2022年度決算（案） ○2022年度事業報告 ○公益目的支出計画実施報告
8/2 (書面)	○2023年度「監事監査」実施計画（案）

5. 頭取級委員会

会議名	開催状況・検討事項
諮問会議	開催回数：1回（書面による意見聴取：10回） （主な検討事項） ○理事会の議案
基本問題調査会	開催回数：11回 （主な検討事項） ○Web 3.0と地方銀行 ○流動性リスク管理のあり方 ○資本コスト等を意識した地方銀行経営 ○ChatGPTの活用 ○多様化する人材の有効活用策 ○景気動向を考慮した貸倒引当金計上のあり方 ○デジタル通貨と地方銀行
研修事業委員会	開催回数：3回 （主な検討事項） ○2024年度研修事業計画（案）
財務委員会	開催回数：3回 （主な検討事項） ○2023年度収支予算書の補正（案） ○2024年度予算編成にあたっての基本的考え方（案） ○2024年度収支予算書（案）

6. 専務・常務級委員会

会議名	開催状況・検討事項
一般委員会	開催回数：11回 （主な検討事項） ○理事会・例会の議案

監査委員会	開催回数：3回 (主な検討事項) ○監事会の議案 ○業務執行状況の監査
財務委員会準備会	開催回数：3回 (主な検討事項) ○2023年年度予算の概要、2023年4～9月における予算の執行状況等 ○財務委員会の議案

7. 専門委員会・部会

会議名	開催状況・検討事項
企画専門委員会	開催回数：11回 (主な検討事項) ○規制改革・行政改革要望 ○郵政民営化に関する事項 ○気候変動・生物多様性問題への対応に関する事項 ○中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する事項 ○非財務情報の開示充実や四半期開示の見直しに関する事項 ○コーポレートガバナンスに関する事項
業務専門委員会	開催回数：11回 (主な検討事項) ○顧客本位の業務運営の確保に関する事項 ○税・公金収納の効率化・電子化に関する事項 ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みに関する事項 ○経営者保証のあり方に関する事項 ○政策金融に関する事項
IT・事務専門委員会	開催回数：10回 (主な検討事項) ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応 ○不正送金対策・セキュリティ強化への対応 ○マイナンバーの預貯金口座付番への対応
市場専門委員会	開催回数：6回 (主な検討事項) ○有価証券運用およびリスク管理態勢の高度化に関する事項 ○店頭デリバティブ取引の当局報告の見直しに関する事項 ○金利指標改革に関する事項

会議名	開催状況・検討事項
リスク管理専門委員会	開催回数：9回 （主な検討事項） ○CRITSデータの活用に係る金融庁および日本銀行との連携 ○CRITSシステムの更改の実施時期や次期システムのハード面・ソフト面に関する事項 ○CRITSシステムの機能改善および障害対応に関する事項 ○ASBJにおける金融資産の減損に係る会計基準の検討への対応
地銀協保険制度検討専門委員会	開催回数：6回 （主な検討事項） ○地銀協団体保険制度の改善、規模維持・拡大策 ○制度改善案件の進捗報告
人事研修専門委員会	開催回数：3回 （主な検討事項） ○2024年度研修事業計画の策定に向けた重点事項（案） ○「自律型リーダー」の育成 ○地銀協コンプライアンス検定試験の今後の運営のあり方
企画部会	開催回数：10回 （主な検討事項） ○規制改革・行政改革要望 ○郵政民営化に関する事項 ○中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する事項 ○非財務情報の開示充実や四半期開示の見直しに関する事項 ○コーポレートガバナンスやコンプライアンスに関する事項 ○地政学リスクへの対応に関する事項
経理部会	開催回数：9回 （主な検討事項） ○会計・開示・監査制度の策定・見直しへの対応（特に貸倒引当金やリースに係る会計基準の見直し、四半期開示制度の見直し） ○インボイス制度への対応 ○銀行経理の実務上の課題への対応 ○当局報告の簡素化・効率化への対応
SDGs部会	開催回数：10回 （主な検討事項） ○SDGs／ESGに関する事項 ○気候変動対応に関する事項 ○自然資本・生物多様性に関する事項 ○サステナブル・ファイナンス、インパクトファイナンスに関する事項 ○非財務情報の開示充実に関する事項

会議名	開催状況・検討事項
業務部会	<p>開催回数：10回</p> <p>(主な検討事項)</p> <p><個人業務関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○顧客本位の業務運営に関する事項 ○新しいNISAへの対応に関する事項 <p><法人業務関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○スタートアップ支援に関する事項 ○手形・小切手機能の全面的な電子化に関する事項 ○中小企業支援施策に関する事項 ○取引先のSDGs、脱炭素支援
公務部会	<p>開催回数：10回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○税公金収納の効率化・電子化に関する事項 ○地公体取引の経費負担の適正化に関する事項 ○公務業務の効率化・電子化に関する事項
融資部会	<p>開催回数：10回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業再生ガイドライン等を踏まえた債務者支援に関する事項 ○経営者保証のあり方に関する事項 ○担保法制の見直しに関する事項 ○経営改善・再生支援への対応に関する事項
IT・決済関連業務部会	<p>開催回数：10回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応 ○不正送金対策・セキュリティ強化への対応 ○金融機関等におけるWeb3.0の活用に係る検討
事務管理部会	<p>開催回数：10回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生成AIの活用に向けた検討 ○マイナンバーの預貯金口座付番への対応 ○全銀ネットにおけるシステム障害への対応 ○手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組み ○不正送金対策・セキュリティ強化への対応
市場部会	<p>開催回数：9回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有価証券運用およびリスク管理態勢の高度化 ○金利指標改革に関する事項 ○店頭デリバティブ取引の当局報告方法の見直しに関する事項 ○Swift電文のIS020022対応等に関する事項

会議名	開催状況・検討事項
信用リスク管理部会	<p>開催回数：13回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CRITSデータの活用に係る金融庁および日本銀行との連携 ○CRITSシステムの更改の実施時期、次期システムのハード面・ソフト面に関する事項 ○CRITSシステムの機能改善および障害対応に関する事項 ○ASBJにおける金融資産の減損に係る会計基準の検討への対応 ○粉飾決算等の取引先のコンプライアンス違反への対応 ○気候変動関連リスクの分析・管理に関する事項
研修事業部会	<p>開催回数：5回</p> <p>(主な検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2024年度研修事業計画の策定に向けた重点事項と具体的な実施内容 ○地銀協動画セミナー ○地銀協コンプライアンス検定試験の今後の運営のあり方 ○女性活躍推進 ○行員の離職防止 ○行内研修の効果的な運営方法

8. 説明会

開催月	会合名
4月	・マネロン態勢整備に関する全行説明会（担当者向け）
	・マネロン態勢整備に関する全行説明会（役員・部長級）
	・2023年度の金融庁「AI技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究」事業における協力金融機関の公募に関する説明会
	・でんさいの利用促進に関する全行打合会
5月	・AIスコアリングシステムの業務要件等に関する全行説明会
	・マネロン態勢整備に関する説明会
	・サイバーセキュリティ対策に関する全行説明会（役員級）
	・日本銀行とのCRITSデータを活用した共同研究(第4回)の実施に向けた説明会
	・2023年度NPSアンケートの共同実施に関する説明会
	・第3回福祉医療機構による会員銀行向け勉強会
	・金融庁「地域企業経営人材マッチング促進事業」等に係る説明会
6月	・金融機関を狙ったフィッシングへの対策に関する全行説明会
	・サイバーセキュリティ強化に関する全行説明会
7月	・ISDN回線の終了に向けた後継サービスへの切替対応に関する全行説明会
	・地銀協「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」の制度改善等に関する全行説明会

開催月	会合名
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行とのCRITSデータを活用した共同研究(第4回)の分析結果に関する報告説明会 ・マネロン等管理態勢の整備に向けた規程等整備に関する全行勉強会 ・改正商工中金法の概要および中期経営計画の実行状況に関する説明会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤プラットフォーム構想検討ワーキング・グループの検討状況に関する全行説明会 ・地銀協団信制度のWEB告知の機能強化および新サービス等に関する全行説明会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・請求・決済データ連携促進に関する説明会 ・手形・小切手の全面的な電子化に関する全行説明会 ・公益財団法人 金融情報システムセンター(FISC)の活動内容紹介と出向研究員募集説明会 ・独立行政法人日本学生支援機構(静岡代表行取引先)のISDN回線の終了に向けた振込事務の変更に関する全行説明会 ・顧客本位の業務運営に関する勉強会 ・地銀協グループ保険制度の異動手続き等のWEB化に関する全行説明会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・マネロン等管理態勢の整備に向けた規程等整備に関する全行勉強会(第2回) ・景品表示法のステルスマーケティング規制に関する説明会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・マネロン等管理態勢の整備に関する全行勉強会(第3線向け)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティセルフアセスメントの還元結果に関する全行説明会 ・第2回顧客本位の業務運営に関する勉強会 ・一般債振替制度の業務概要に関する説明会 ・日本政策金融公庫による農業分野等に関する部長向け勉強会 ・商工中金が主体となる全国型事業再生ファンド組成に関する説明会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤プラットフォーム構想の検討状況に関する全行説明会 ・地銀協動画セミナーの無料開放に関する説明会 ・BCP勉強会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤プラットフォーム構想に係る地区別説明会 ・金融庁「地域企業経営人材マッチング促進事業」等に係る説明会

Ⅲ 要望決議事項

表題	提出日	提出先
1. 郵政民営化に関する意見	2023年8月24日	郵政民営化委員会
2. 税・公金の電子納付の推進等について ※全銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全 信中協、労金協、農林中金と連名	2023年9月7日～ 9月20日	デジタル庁、総務省、 国税庁、厚生労働省、 警察庁、全国知事会、 全国市長会、全国町村会
3. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実 施可否等に関する市中協議について	2023年9月28日	全銀協 TIBOR 運営機関
4. 2023年度の規制改革・行政改革要望	2023年11月15日	内閣府
5. 「次期個人番号カードタスクフォース中 間とりまとめ骨子」について	2023年12月8日	デジタル庁
6. ゆうちょ銀行の子会社保有に関する 郵政民営化委員会の調査審議に向けた意 見	2024年3月14日	郵政民営化委員会